

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

		資料番号	40	担当課	薬務衛生課
法令名	理容師法	根拠条項	14-1、14-2	不利益処 分の種類	閉鎖命令
○理容師法 (昭和 22 年法律第 234 号) 〔閉鎖命令〕 第十四条 都道府県知事は、理容所の開設者が、第十一条の四若しくは第十二条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせたときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。 ② 当該理容所において業を行う理容師が第九条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該理容所の開設者が、理容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りでない。 ＜第十一条の四の規定＞ 〔管理者〕 第十一条の四 理容師である従業者の数が常時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所（当該理容所における理容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者（以下「管理理容師」という。）を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が第二項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。 ＜第十二条の規定＞ 〔理容所について講ずべき措置〕 第十二条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。 一 常に清潔に保つこと。 ○理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号） （清潔保持の措置） 第二十六条 法第十二条第一号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。 二 洗場は、流水装置とすること。 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。 二 消毒設備を設けること。 三 採光、照明及び換気を充分にすること。 ○理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号） （採光、照明及び換気の実施基準） 第二十七条 法第十二条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。 一 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。 二 換気 理容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置					

○理容師法施行条例（平成12年愛媛県条例第14条）

（理容所の衛生上必要な措置）

第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業室の面積は、10平方メートル以上とすること。
- (2) 作業室の面積が10平方メートルのものにあつては、いす2台までを限度とし、その面積が3.3平方メートルを増すごとにいす1台を増すことができること。
- (3) 天井は、じんあいの落下を防ぐ構造とし、その高さは、床面から2.12メートル以上とすること。
- (4) 作業室と区別した待合所を設けること。
- (5) 作業室及び待合所は、同一建物内とし、居室その他と仕切りをすること。
- (6) 洗い場の汚水は、汚水溝に完全に流れるような排水設備をすること。
- (7) 皮膚に接する器具及び布片は、十分な数を備えること。
- (8) 外傷に対する救急薬品を備えること。
- (9) その他知事が必要と認めて指示する措置

2 前項の規定にかかわらず、自動車に設備を設けて理容の業を行う理容所について衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業室は、作業及び衛生の保持に支障のない面積を有すること。
- (2) 作業室は、運転者席その他と仕切りをすること。
- (3) 使用水量に応じた給水タンク及びこれと同容量以上の汚水タンクを設けること。
- (4) 洗い場の汚水は、汚水タンクに完全に流れる構造とすること。
- (5) 作業室の床面は、支柱その他の設備により、作業中は水平に固定しておくこと。
- (6) 前項第3号及び第7号から第9号までに掲げる措置

<第十条第二項の規定>

〔免許取消、業務停止〕

第十条

② 都道府県知事は、理容師が第六条の二若しくは前条の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

<第九条の規定>

〔理容を行う場合に講ずべき措置〕

第九条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。

○理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）

（皮膚に接する器具）

第二十四条 法第九条第一号及び第二号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

（消毒の方法）

第二十五条 法第九条第二号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒
 - イ 沸騰後二分間以上煮沸する方法
 - ロ エタノール水溶液（エタノールが七十六・九パーセント以上八十一・四パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。）中に十分間以上浸す方法
 - ハ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- 二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒
 - イ 二十分間以上一平方センチメートル当たり八十五マイクロワット以上の紫外線を照射する方法
 - ロ 沸騰後二分間以上煮沸する方法

- ハ 十分間以上摂氏八十度を超える湿熱に触れさせる方法
- ニ エタノール水溶液中に十分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法
- ホ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・〇一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- ヘ 逆性石ケンが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- ト グルコン酸クロルヘキシジンが〇・〇五パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法
- チ 両性界面活性剤が〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

○理容師法施行条例（平成12年愛媛県条例第14条）

〔理容の業を行う場合の衛生上必要な措置〕

第2条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面に係る作業の際は、マスクを使用すること。
- (2) 手のつめは、常に短くし、作業の着手前に、客1人ごとに石けんで手指を洗い、必要に応じ消毒を行うこと。
- (3) かみそりを使用する際には、皮膚を湿す石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (4) 消毒液は、常に適正な濃度に保ち、汚濁した場合は、その都度取り替えること。
- (5) 医薬部外品、化粧品その他これらに類するものの使用に当たっては、その安全性に十分留意し、適正に使用すること。
- (6) 既消毒の器具及び布片は、清潔な容器に納め、未消毒のものと区別しておくこと。
- (7) その他知事が必要と認めて指示する措置